

令和3年6月11日

一部店舗における窓口営業時間の変更について

秋田県信用組合（理事長 北林貞男）は、令和3年7月16日（金）より手形支店の窓口営業時間を下記のとおり変更することといたしましたのでお知らせいたします。

当組合ではお客様の来店状況、職員数等を考慮し、昼の時間帯の窓口を休業させていただくことといたしました。

昼の窓口休業を導入し職員が手薄となる時間帯をなくすことで営業時間中は万全の体制でお客様をお迎えし、サービスの質の向上に努めてまいります。

ご利用いただいておりますお客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1 実施店舗

店舗名	所在地	電話番号
手形支店	秋田市手形字西谷地166	018-884-1460

2 変更内容

	現行	変更後
窓口営業時間	9:00～15:00	9:00～11:30 12:30～15:00
窓口休業時間	—	11:30～12:30

3 実施日

令和3年7月16日（金）

4 その他

- 店舗内に設置しておりますATMにつきましては営業時間の変更はございませんので窓口休業となる昼の時間帯もご利用いただけます。
- 本件実施により昼時間帯の窓口休業実施店舗は4店舗となります。

（以上）